

第459回 石川地方最低賃金審議会 議事録

| | | | | | | |
|------|----------------------|-----------------------------|----------|--------|----------|-------|
| 開催日時 | | 令和7年8月12日 火曜日 15時45分～16時18分 | | | | |
| 開催場所 | | 金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室 | | | | |
| 出席委員 | 公益代表委員 | 奥井めぐみ | 木村 弘 | 田中 英男 | 長澤 裕子 | 舟橋 秀明 |
| | 労働者代表委員 | 九野 光佑 | 酒井 努 | 西田 翔 | 南 芳雄 | 山田とき美 |
| | 使用者代表委員 | 敷波 利子 | 橋本 政人 | 深見 正裕 | 山下 活博 | |
| | 欠席委員 | 使用者代表委員 眞田 昌則 | | | | |
| | 事務局 | 八木労働局長 | 細貝労働基準部長 | 河野賃金室長 | 石間賃金室長補佐 | |
| 議題 | 1.開会 | | | | | |
| | 2.議題 | | | | | |
| | (1) 石川県最低賃金の改正決定について | | | | | |
| | (2) その他 | | | | | |
| 議事内容 | 3.閉会 | | | | | |
| | •別紙のとおり | | | | | |

別紙

令和7年度 第459回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和7年8月12日（火）

15時45分～16時18分

金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室

【木村会長】 第459回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。
審議会の成立状況について報告をお願いします。

【事務局】室長 使用者代表の眞田委員から欠席のご連絡をいただいております。現在15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上、または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者は3名で、報道機関の方は数社来ておられます。

【木村会長】 それでは議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益側は、私木村が行います。労働者側は南委員にお願いいたします。使用者側は橋本委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず事務局から配付資料についてご説明をお願いします。

【事務局】室長 石川県最低賃金専門部会から報告書が来ております。資料にお付けしてございます。読み上げさせていただきます。

令和7年8月12日

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘殿

石川地方最低賃金審議会、石川県最低賃金専門部会、部会長木村弘

石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月10日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改定版」（令和7年6月23日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重

ねてきたところ別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 5 日発効の石川県最低賃金（時間額 984 円）は令和 5 年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。委員名は省略させていただきます。

別紙 1

石川県最低賃金

- 1 適用する地域、石川県の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 1,054 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、法定どおり

別紙 2 は生活保護との比較でございますが、読み上げは省略させていただきます。

別添

改正審議の経過と要望について

令和 7 年度の石川県最低賃金の改定については、石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ね、労使ともに最低賃金の引上げが必要との認識では一致していたが、具体的な引上げ額について意見が一致しなかった。

このため、公益委員において、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、金沢市）は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 4.0%（全国 3.9%）と引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 ヶ月に 1 回程度購入」する品目といった生活必需品を含む消費者物価の上昇が続き、なかでも「食料」（金沢市）は同期間の平均が 7.2%（全国 6.4%）であること、②賃金については、県内の春季賃上げ妥結状況における引上げ結果に関して昨年を上回っており、厚生労働省による 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の継続労働者のみを対象とした第 4 表③（B ランク）における賃金上昇率も 3.4% と昨年を上回る水準の引上げとなっていること、③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益率が高い水準で推移する

など、企業の利益において改善の傾向にはあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していること等を総合的に勘案の上、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視するとともに、地域間格差のは是正、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨による影響も踏まえ、70円の引上げ額を案として示したもの、全会一致に至らず、同案にて採決を行った結果、別紙1のとおりの結論に達したものである。

審議の過程で労働者側委員は、県内事業者における人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であり、春季生活闘争は昨年を上回る賃上げ率

(5.04%) となり、賃上げの流れを広く波及させる観点からさらなる引上げ額が必要である旨を主張し、北陸3県における地域間格差のは是正につながるものとなるよう求めた。とりわけ、最近の消費者物価の急激な上昇は、最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引上げが必要であることを主張した。

使用者側委員は、原材料価格等の上昇、コスト増分の価格転嫁が十分にできていない中で、中小企業・小規模事業者が賃上げを行うには依然として厳しい状況にあること、また、能登半島地震、奥能登豪雨により未だ少なくない企業が困難な状況にあることを踏まえると全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは経営をより圧迫しかねず慎重な議論が必要であると主張した。

また、使用者側委員は、北陸3県の均衡ある経済発展のためにも、経済情勢を踏まえながらも、直近では目安額に相当程度の上乗せを行い、まずは地域間格差のは是正を図り、その後に持続的な賃上げが可能となる状況を定着させることが将来に向けて重要であると主張した。

審議では、労使双方から、能登半島地震、奥能登豪雨により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境の整備を国や石川県に求める意見が多く出された。

取引環境については、労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援が必要であるとの指摘があった。

賃金引上げに向けた支援策については、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」の着実な実行を通じ、企業が自発的かつ持続的に賃上げできる環境の整備に取り組むことが必要であるとの指摘や、賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するため、科学技術・イノベーション力の強化、地方経済の高度化等による企業の「稼ぐ力」を高める具体的な施策の実行が重要であるとの指摘もあった。

また、地域別最低賃金の発効日については、地域ごとに大幅に発効日が異なることによりどのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適當ではないかと指摘もあった。

政府におかれでは、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求める。

【木村会長】

専門部会の結論につきましては、お手元に報告書を配布させていただいておりますが専門部会長でもある私から審議経過についてお話させていただきたいと思います。

7月10日石川労働局長から諮問がありました、石川県最低賃金の改正決定につきましては、専門部会において本日に至るまで5回の専門部会を開催させていただきました。しかしながら、残念ながら全会一致に至らず、多数決により結論を取りまとめさせていただいております。ただ今読み上げていただきました、報告書の特に別添のところにあります改正審議の経過と要望についてというところで主な労使それぞれのご意見は端的にまとめさせていただいているところですが補足させていただくと、当初より本年度の目安は63円という例年より大幅に高い金額が示されました。そのため特に使用者側からは持続可能性のある賃上げ額といえるのかという疑問、急激な賃上げが続いた場合の将来のビジョンが不鮮明であるというご意見をいただいてきたところです。また今だ能登半島地震や豪雨災害の影響が残る中、事業の再開のために急激な賃上げは復興の妨げになる懸念もあるのではないかとのご意見もいただいております。

一方、労働者側委員の方々からも物価高を背景とした生計費の上昇や実際に支払われている賃金の上昇傾向もあり着実な賃上げが必要であるとのご意見をいただきました。こういった中、主張の隔たりはありましたが労使双方の共通認識として地域別最低賃金の引上げ自体の必要性はあるということ、また人材確保、競争力の維持、向上に資するためには地域間格差の是正、特に北陸3県の中での位置づけを意識していく必要があるという点があげられます。最終的にこのような意見の隔たりが残る中、公益案の70円の引上げ額という数字を示させていただきました。これにつきましては当然賛否があるところでしたが、判断理由としては一番重視したものとしました、中央の審議会も同様ですが、物価高を背景とした生計費の上昇や北陸3県の均衡ある経済発展、また数年来労使双方からご意見のある、富山県との開きの是正の流れを考慮の上、公益委員の提案としましては、目安プラス7円とい

うところで示させていただいております。

部会の採決結果ですが、70円という引上げ金額につきまして、労働者側委員からは3名の賛成をいただいております。使用者側委員からは、賛成2名反対1名という採決結果をいただいております。なお、公益側委員については全員賛成という形で、結審をさせていただきました。

今簡単にまとめさせていただきましたが、労使双方の部会の委員の皆様から補足説明などありましたらお伺いしたいと思います。

まず労働者委員いかがですか。よろしいですか。

【労働者側委員】 意見なし。

【木村会長】 使用者側の意見、補足ございますか。

【山下委員】 私の方から一言、先ほど専門部会の方でもご質問をさせていただきましたし、今の木村会長の方からもご報告のあったとおりでございますけれども、私どもとしても、現下の物価高騰等を踏まえれば、適切な賃上げは必要であろうというふうに認識はしております。そして県下の中小企業・小規模事業者も、大変厳しい中で賃上げに取り組んでいるとのことも事実でございます。ただ先ほどからお話があるように、今回、中央から示された63円という目安はなかなかコスト増を価格転嫁ができていない、そういう企業が多い中で、この引上げ額の目安というのは大変厳しい数字だろうというふうに思っております。

さらに、本県では昨年の能登半島地震、奥能登豪雨といった状況もございます。能登の復興は着実に一步ずつ進んできておりますけれども、未だ厳しい事業者も多くあります。事業者、そして従業員の皆様が懸命に努力を重ねている、こういった状況の中で目安にプラス7円という70円の引上げというのは、頑張っている中小企業者は苦境の中でさらに大変厳しい状況に追い込む、そういうことにもなりかねないという思いもございまして、今回は反対の意見をさせていただいたところでもございます。

【木村会長】 それでは公益の皆様から補足はございますか。

それではこの専門部会報告についてのご意見ご質問等を伺いたいと思います。

まず、労働者側の方から何かご意見等ありますでしょうか。

【労働者側委員】 特になし。

【木村会長】 それでは使用者側の皆さん、ご意見等ございましたらお願ひします。

【使用者側委員】 特になし。

【木村会長】 専門部会の結論につきまして、採決を行いたいと思います。

まず、専門部会の結論に賛成の方は挙手をお願いいたします。公益 4、労働者側 5、使用者側 2、ありがとうございます。

続きまして、反対の方は挙手をお願いいたします。使用者側 2。ありがとうございます。

賛成が公益 4 名、労働者側 5 名、使用者側 2 名、反対が使用者側 2 名となりました。従いまして賛成が過半数ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、専門部会の結論を当審議会の結論といたします。

この後、専門部会報告の内容で労働局長に答申を行いたいと思います。事務局は答申文案を配布し、読み上げをお願いします。

【事務局】 室長 事務局の方から答申文案の方を読み上げさせていただきます。

令和 7 年 8 月 12 日

石川労働局長、八木健一殿

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 10 日付け石労発 0710 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 23 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（同日閣議決定）に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきたところ別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 5 日発効の石川県最低賃金（時間額 984 円）は令和 5 年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会は、能登半島地震、奥能登豪雨により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、取引環境については、労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援を国や石川県に対して

強く要望する。

また、賃金引上げに向けた支援策については、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」の着実な実行を通じた企業が自発的かつ持続的に賃上げできる環境の整備、賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するため、科学技術・イノベーション力の強化、地方経済の高度化等による企業の「稼ぐ力」を高める具体的な施策の実現を強く要望する。

さらに、地域別最低賃金の発効日については、地域ごとに大幅に発効日が異なることによりどのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示すよう、中央最低賃金審議会に対して要望する。

2枚目以降につきましては、先ほど紹介しました専門部会報告書と内容が同じでありますので、読み上げの方は省略させていただきます。

【木村会長】 この答申文案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 それでは答申文案が了承されましたので、労働局長に答申することとし最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、専門部会を廃止いたします。

事務局は答申文を配布してください。

【事務局】 補佐 それでは審議会長と労働局長は所定の位置までお進みいただきたいと思います。

(答申文手交)

【八木局長】 私の方から審議に際しまして、お礼を申し上げたいと思っております。ただ今、木村会長から答申をいただきました。皆様方には、円滑なご審議にご協力をいただきました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思っております。

特に、労働者代表の委員、また使用者代表の委員の皆様方にはそれぞれ立場が違う中でも、真摯なご意見等をいただいたと感じております。木村会長はじめ公益委員の皆様方におかれましては、結審に向けた調整等にご尽力等いただいたところでございます。改めてお礼を申し上げたいと思っております。

今年度の答申内容につきましては、全会一致ということとはなりませんでした

が、専門部会の第1回目から第5回目までの真摯な議論の結果という形で、私としても受け止めさせていただいているところでございます。石川労働局といたしましては、いただきました答申を踏まえ、10月8日からの発効に向けて最低賃金の改正に向けた手続等を進めていきたいと思っております。

また、今回1,054円となる改正額につきましては、労使を始め県民の皆様方も広く周知等を図ってまいりたいと思っております。特に改正額が官報に掲載される予定の9月8日から発効日である10月8日までを、石川県最低賃金周知強化期間として労働局管内の監督署、ハローワークが一体となり、集中的に周知をすることはもちろんのことですが、石川県また市町関係機関にも周知等の協力をお願いしていきたいと思っております。加えまして、改正額の履行の確保に向けた必要な指導等についてはもちろんのことでございますが、答申内容にもありますように、能登半島地震、奥能登豪雨による被害により、まだまだ本格的に事業が再開できていない事業者も含め中小企業、さらには、小規模事業者等の厳しい状況等を踏まえまして、厚生労働省のみならず、石川県に対しても支援の要請または価格転換対策等の徹底など様々な機会を通じた中で、私自身も働きかけていきたいと思っております。

最後ではございますが、委員の皆様方には引き続きご協力のほどお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本当に本日はありがとうございました。

【木村会長】 この後の手続きについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐 本日の答申の内容につきましては、最低賃金法第11条の規定に基づきまして石川地方最低賃金審議会の意見として本日公示をいたします。公示日の翌日から起算して、15日間公示を必要としますので、8月27日まで公示することとなります。この間に異議申出があった場合は、次回の第460回最低賃金審議会8月28日開催予定におきまして、改めてご審議いただくこととなります。その審議を経てから官報公示の手続きをいたしますが、公示予定は9月8日となり、最低賃金は10月8日発効予定となります。

なお、次回の本審では特定産業別最低賃金の改正決定の必要性についてご審議をいただく予定であり、異議申出の有無に関わらず開催となりますので、委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

【木村会長】 それでは次回の最低賃金審議会の開始時間等についてご案内お願いします。

【事務局】補佐 第 460 回石川地方最低賃金審議会は 8 月 28 日午前 10 時から、金沢駅西合同庁舎会議室において開催となります。

【木村会長】 それでは本日の審議会を終わります。みなさま丁寧なご審議ありがとうございました。